

鳥取県立厚生病院「重度障がい児者医療型ショートステイ整備事業」

利用方法のご案内



<サービスの種類>

障害者総合支援法『医療型短期入所』 空床利用型（1床）

<ご利用可能な方>

1. 居住する市町村において障がい福祉サービス受給者証が交付され、『医療型短期入所』の支給決定を受けておられる方で、当院で受け入れ可能な方
2. 在宅で介護を行う方の病気その他の理由により短期間の利用を必要とする場合
3. なお、当院では主に障がい児の医療型ショートステイを実施します
※ 障がい児・・・児童福祉法第四条第二項に規定する障がい児（18歳未満の者）

<新規にご利用の方>

1. 申請

居住地の市町村の障がい福祉の担当者に、「鳥取県立厚生病院の『医療型短期入所』を利用したい」旨をご相談ください。市町村が支給決定した場合、後日受給者証が交付されます。

2. 事前受診の予約

新規のご利用希望の場合、事前に外来で受診をしていただきますので、申請されましたら当院の地域連携センターに「初めて医療型短期入所を利用したい」とご相談ください。事前の確認事項についてお話を伺います。

また、当院からお渡しする「医療ケア・体調確認用紙」に必要事項をご記入いただき、外来受診前々日までに、提出してください。（持参・郵送・FAX可）

なお、複数回のご予約はご遠慮頂いております。

※かかりつけの医療機関がある場合は、紹介状を事前受診日の前日までに提出してください。（持参・郵送・FAX可）

3. 事前受診

予約日時に受付をして受診してください。

ご利用可能かどうか問診や診察、場合によっては検査を実施し、医師がご利用可否の判断を行います。また、お試しショートとショートステイ日時の最終決定を行います。

4. 事前受診後打ち合わせ

ご利用可能と判断された場合は、事前受診日当日に（ヘルパーの都合によっては別日になる場合があります）利用前打ち合わせを関係者（医師、重度訪問介護事業所のヘルパー、看護師、事務職員など）とさせていただきます。事前にいただいた「医療ケア・体調確認用紙」等により話し合いをさせていただきます。また、ご利用に備えて、いただいた情報をもとに補足確認と、付添時間（付添いの希望時間帯、1回当たりの付添い時間など）、付添い時の支援内容など調整させていただきます。

5. 利用契約

契約に関する説明は、医事課担当者がいたします。

6. お試しショートステイ

保護者と一緒にご利用していただきます。

予約日時に小児科外来へおこしてください。

ご利用者の状態の把握や支援内容の確認を病棟スタッフと事業所ヘルパーが行い、保護者がおられなくても安全で安心して病棟を利用できるようにいたします。

ご利用時間は、平日 9 時～17 時とさせていただきます。

病室への当日案内は、看護師等が対応いたします。

7. 医療型ショートステイ利用

ご利用者様のみで利用いただきます。

予約日時に小児科外来へおこしてください。

<お申し込みからご利用までの流れ>

1. お申し込みは、利用希望日の 1 ヶ月以上前かつ前月 15 日までに地域連携センターにお電話ください。(初回利用のみ) ※ 2 回目以降は前月 15 日までに電話ただし、ヘルパーの調整が困難な場合等には、ご予約できないことがあります。
2. お申し込み受付後、地域連携センターは、医師との日時調整を行い、重度訪問介護事業所とも調整し、事前受診日時を受付後 1 週間前後でご返答させていただきます。
3. 下記の場合は、ご利用日の前日 16 時までに地域連携センターにご連絡ください。
 - ① ご利用時間の変更および中止の時
 - ② お申し込み時と状況が変わった時
 - ③ ご家庭や園・学校などのご利用事業所内で流行性の感染症の発生があった時 例) 風邪、インフルエンザ、胃腸炎、風疹、はしか、水ぼうそう、おたふくかぜなど
4. ご利用時間について
ご利用者の安全を考慮し、利用時間は原則 9 時～17 時とさせていただきますのでご協力ください。
5. 利用病棟について
鳥取県立厚生病院 4 階病棟
※利用していただく病棟は利用の度に異なる場合があります。
6. 利用可能な個室等の確保ができないなどの事情により、ご希望に沿えない場合があります。

<お問い合わせ>

鳥取県立厚生病院 地域連携センター

〒682-0804 倉吉市東昭和町 150

電話番号 0858-22-8181(代表)

ファクシミリ 0858-22-8210

(土日祝日を除く 8 時 30 分～17 時 15 分)



令和 5 年 2 月 10 日